

Press Release

厚生労働省 群馬労働局発表 平成 2 7 年 2 月 9 日

【照会先】

由 | 群馬労働局労働基準部監督課

監督課長 岡本 克也

当 監察監督官 八田 孝幸

電 話 (027) 210-5003

平成 26 年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表 ~重点監督を実施した事業場の約8割にあたる83事業場に法令違反を指摘~

群馬労働局(局長 内田 昭宏)では、このたび、昨年 11 月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果を取りまとめましたので、お知らせします。

今回の重点監督は、長時間労働削減推進本部(本部長:塩崎 恭久 厚生労働大臣)の指示の下、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や、若者の「使い捨て」が疑われる事業場など、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して集中的に実施したものです。その結果、約8割にあたる83事業場で労働基準関係法令違反を確認したため、それらの事業場に対して、是正・改善に向けた指導を行いました。

【重点監督の結果のポイント】

(1)重点監督の実施事業場:

106事業場

(2)違反事業場数

83事業場(78.3%)

[(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

主な違反内容

① 違法な時間外労働があったもの:

36事業場(34.0%)

うち、時間外労働※1の実績が最も長い労働者の時間数が

月 100 時間を超えるもの : 11 事業場 (30.6%) うち月 150 時間を超えるもの : 3 事業場 (8.3%) うち月 200 時間を超えるもの : 1 事業場 (2.8%)

② 賃金不払残業があったもの:

16事業場(15.1%)

- (3)主な健康障害防止に係る指導の状況[(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
 - ① 過重労働による健康障害防止措置が 不十分なため改善を指導したもの:

47事業場(44.3%)

うち、時間外労働を月 80 時間^{※2}以内に削減するよう指導したもの:19 事業場(40.4%)

② 労働時間の把握方法が不適正なため 指導したもの:

2 1 事業場(19.8%)

※1 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。

※2 脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

[参考] 平成 25 年 9 月に実施した 「過重労働重点監督」では、監督指導を実施した 115 事業場のうち、97 事業場 (全体の 84.3%) で労働基準関係法令違反が認められた。